

●補助金についてのQ&A

Q：気仙沼市内の保育施設に雇用されたのが、4月1日ではなく、7月の中頃でした。また、交付申請をしたのが、少し遅くなってしまい、10月になってしまいました。補助対象期間はいつからになりますか。

A：交付申請をしたのが10月であっても、その年度内であれば、補助対象者としての要件をすべて満たしたときを補助対象期間の始まりとします。たいていの場合、雇用された日になります。

Q：奨学金の返済の仕方について、1年分を一括払うことになっており、返済期日が6月末日だったので、雇用される前に払ってしまいました。その場合、補助金はもらえないのですか。



A：A子さんの場合は、1年間で返済する額が12万円ですので、ひと月当たりでみると1万円になります。7月の中頃からお勤めされているので、今年度の就労月数は8月と数え、 $1万円 \times 8月 = 8万円$ が補助対象経費になります。（月の中途にお勤めされたり、病気などでお辞めになったりしたときは、その月を就労月数に数えません。）
補助金の額は補助対象経費の2分の1になりますので、今年度の補助額は4万円になります。

Q：早くお金を返してしまいたいので、来年度は2年分返済したいのですが、その場合は24万円が補助対象経費になりますか。

A：返済を繰上した分については、補助対象経費にはなりません。補助対象経費はあくまでも12万円、補助額は2分の1の6万円になります。



A子さん（26）保育士資格あり
・奨学金の返済方法・返済額：
1年あたり12万円を6月末日までに払い込み
・7月中旬に市内の私立保育所にフルタイムで雇用された

